

平成18年度

地域づくり基金事業

助成金のお知らせ

この助成金は、市民の一体感を醸成するまちづくり活動や、各地域で地域振興（地域おこし）活動を自主的に行う団体に対して交付し、地域の活性化や協働のまちづくりの推進のため、自ら考え、自ら具体化していく活動を支援していきます。

助成の対象となる事業

市の産業、環境、福祉、芸術文化、交流、スポーツ、コミュニティ活動などの各分野における自主的なまちづくり活動とします。

〔具体的な事例〕

たとえば、伝統文化の継承、地域行事の展開、子どもたちが生き生きと育つ地域環境の整備、コミュニティや商店街の活性化、地域資源を活かした体験型交流事業、環境保全活動やリサイクル活動、その他市民の一体感の醸成や地域振興に関するイベントなど。

〔助成できない事業〕

- 国、県および市などの他の助成金の交付を受けている事業または助成対象となる事業
- 事業の効果が特定の個人または団体のみに帰属する事業
- 専ら営利を目的とし、公益性を欠く事業
- 政治活動または宗教活動を行うことを目的とする事業

- その他、助成することが適当でない事業

助成対象団体

市内に活動の拠点を有し、かつ次の事項をすべて満たす団体とします。

- 5人以上で組織していること
- 運営に関する規約または会則を定めていること

対象経費への助成割合

予算の範囲内で、助成対象事業は年度ごとに、1事業につき次の割合で助成します。

- 1年目 助成対象経費の3/4以内
- 2年目 助成対象経費の1/2以内
- 3年目 助成対象経費の1/4以内

- ※助成金には、上限額があり、同一事業は3年間を限度とします
- ※助成金の申請方法・申込締切は、市報5月号でお知らせします
- ※平成17年度助成事業は、市のホームページをご覧ください。



■ 総合政策課	☎ 95-1111(内線457・496)
■ 河北総合支所総務企画課	☎ 62-2111(代)
■ 雄勝総合支所総務企画課	☎ 57-2111(代)
■ 河南総合支所総務企画課	☎ 72-2111(代)
■ 桃生総合支所総務企画課	☎ 76-2111(代)
■ 北上総合支所総務企画課	☎ 67-2111(代)
■ 牡鹿総合支所総務企画課	☎ 45-2111(代)
■ 市ホームページ	http://www.city.ishinomaki.miyagi.jp/

国民健康保険税の納税通知書をお届けします

国民健康保険に加入している方には、4月中旬に仮算定分の平成18年度納税通知書（第1期〜第4期の暫定賦課）を郵送します。なお、17年度の保険税額が1万円未満の方、および3月1日以後に加入の届出をされた方には、17年中の所得金額に基づき計算される保険税の納税通知書（第5期〜第10期の確定賦課）を、8月中旬に郵送します。（4月に納税通知書の発送はありません）
※第5期以降の税額は8月の本算定時でなければ算出できません。

国民健康保険加入の皆様へ：簡易申告はお済みですか？

※すでに税務署や市役所、各総合支所で国保加入者分（国保に加入していない世帯主も含む）の申告を済ませていない場合は必要ありません。国民健康保険に加入している世帯は、毎年必ず前年の所得金額の有無にかかわらず、申告する義務があります。国保世帯の世帯主（本人自身が国保に加入

国民年金保険料をまとめて納めると大変お得です

平成18年度国民年金保険料（平成18年4月分）は、1カ月13,860円です。保険料の納め忘れがないようにするためには、前納制度をご利用されることをお勧めします。これは、1年分や6カ月分などの保険料を前もってまとめて納める方法です。しかも、割引があり大変お得です。例えば4月中に現金（納付書）で1年分をまとめて前納する額は、毎月納めた場合より2,950円もお得です。

	1年	6カ月
現金支払(毎月納付した場合)	166,320円 (13,860円×12月)	83,160円 (13,860円×6月)
現金支払(前納した場合)	163,370円	82,480円
差額	2,950円もお得!	680円もお得!

今月送付される平成18年度分国民年金保険料納付案内書の中に前納納付書{1年分と半年分(上期・下期)}がありますので、前納制度をご利用される場合は、その納付書でお近くの金融機関、郵便局などで納付してください。

石巻社会保険事務所
☎ 22-5115
国保年金課 (内線256・257)

※国保加入世帯の中に、①〜③のいずれかに該当しているにもかかわらず、1人でも未申告の方がいると、保険税の軽減や高額療養費の負担限度額の判定ができなくなりま

※国保加入世帯の中に、①〜③のいずれかに該当しているにもかかわらず、1人でも未申告の方がいると、保険税の軽減や高額療養費の負担限度額の判定ができなくなりま

②平成17年中に障害・遺族年金を受給していた方。(ただし、国民年金などの受給者は、申告は不要です)
③平成17年中に扶養、仕送り、退職金・預貯金で生活していた方など。
受付期間 4月3日(月)〜17日(月)
受付場所 本庁1階国保年金課保険税グループ窓口9番および各支所・各総合支所国保税担当窓口

していない場合も含みます)と国保に加入している世帯員全員の合算所得金額が、一定基準額を下回る場合、均等割額(一人ひとりにかかる額)と平等割額(世帯毎にかかる額)が軽減される制度がありますので、次のような方は必ず簡易申告をしてください。
①平成17年中に収入のなかった方。(17年中の収入が雇用保険などの非課税所得のみの方も含まれます)
②平成17年中に障害・遺族年金を受給していた方。(ただし、国民年金などの受給者は、申告は不要です)
③平成17年中に扶養、仕送り、退職金・預貯金で生活していた方など。

市民課からのお知らせ

本庁市民課窓口の開庁時間を延長します
休日も窓口を開庁

3月下旬から4月上旬は引越しに伴う届け出などの手続きのため、市役所の窓口が大変込み合います。場合によっては1時間以上もお待ちいただくことがあります。

市では窓口の混雑を解消し、待ち時間を少しでも短縮するように、平日の住所変更に関する窓口開庁時間を午後7時まで延長し、休日の4月1日(土)、2日(日)も住所変更に関する窓口を開庁します。

期間
3月27日(月)～4月7日(金)
平日は午後7時まで
4月1日(土)・2日(日)の
休日は午前9時から午後5時まで

開庁窓口
市役所本庁市民課

対象業務

住民異動届の受付とそれに伴う手続き、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄抄本などの交付、印鑑登録の受付など

※住民基本台帳カード・公的個人認証に関する手続きはできません。

※他市町村・他機関に確認の必要がある場合など、手続きができません。

本人、世帯員以外の方が住所異動の届出をする場合は委任状が必要になります

本人および同じ世帯以外の代理人の方が住所の異動(転入・転出・転居)・世帯主の変更などを届ける場合は、本人からの委任状をお持ち下さい。なお、住所異動の手続きでは届出人の本人確認も行なっていますので、身分証明書等も忘れずにお持ちください。お手数をお掛けしますがご協力をお願いします。本人確認ができなかった方については届出後、郵便などで届出内容の確認を行ないます。

市民課(内線258、261)

ごぞんじですか?(特別)児童扶養手当制度

母子家庭などや障害のある児童を養育している方のために扶養手当を支給しています。

※いずれの制度も所得制限があります。

■児童扶養手当

父親がいない家庭などで次の児童の母、またはその児童を養育している方に支給されます。

対象児童

- 父母が離婚した児童
- 父が死亡した児童
- 父が重度の障害者である児童
- 父の生死が明らかでない児童
- 父から1年以上遺棄されている児童
- 父が法令により1年以上拘禁されている児童
- 未婚の母から生まれた児童

※遺族年金などの公的年金受給者や施設入所者などは手当が支給されません。
※これまで、支給要件に該当した日から5年を経過すると、請求できない規定になっていましたが、平成15年4月から、この規則が廃止され、いつでも請求することができることになりました。(ただし、平成15年4月1日現在で、すでに5年を経過している方は除かれます)

手当月額
児童1人の場合
● 全部支給 41,880円(物価スライドにより改定される場合があります)
● 一部支給 41,870円～9,910円の間10円単位で区分
2人目 5,000円加算
3人目以降 一人につき3,000円加算

■特別児童扶養手当

心身に障害のある20歳未満の児童の父母、またはその児童を養育している方に支給されます。
対象児童

- 療育手帳Aに該当するとき(手帳の写しを添付)
身体障害手帳の1級と2級及び3級と4級の一部に該当するとき(手帳の写しを添付)
ただし、内部障害は除く。
- 上記以外で障害のある児童については、所定の診断書により障害の程度を判定することになります。

※児童が福祉施設に入所しているときは支給されません。
※児童が障害を事由とする公的年金を受けているときは支給されません。

手当月額
1級 50,900円 2級 33,900円

■母子・父子家庭医療費

母子・父子家庭を対象に医療費を助成する制度です。(所得制限あり)

子ども家庭課(内線424・502)・各総合支所

冷蔵庫・エアコン・テレビ・洗濯機・家庭用パソコンは市では回収しません

家電リサイクル法・パソコンリサイクル制度により、家電4品目(冷蔵庫(家庭用冷凍庫)およびエアコン・テレビ・洗濯機)および家庭用パソコンを市では回収していません。

これらは廃棄物として処理せず、新たな資源として有効に活用しています。循環型社会の実現に向け、適正にリサイクルを進めるためにご協力をお願いします。

<家電4品目の処分方法>

家電小売店または廃棄物処理の許可業者へ処分を依頼するか、郵便局でリサイクル料金を支払い自分で指定取引場所へ運搬することになります。

処分に必要な料金

小売店などに依頼する場合…『収集・運搬料金』+『リサイクル料金』+『郵便振込手数料』
自分で処分する場合…『リサイクル料金』+『郵便振込手数料』

※収集・運搬料金は、小売店または許可業者ごとに異なるので、各店で確認してください。

※リサイクル料金は、次のとおりです。(税込み)

冷蔵庫(家庭用冷凍庫) 4,830円 エアコン 3,675円
テレビ 2,835円 洗濯機 2,520円

※指定取引場所は家電製品のメーカーによって異なり、主にAとB2つのグループに分かれます。

A	松下(ナショナル)、東芝、日本ビクター、ダイキン、LG電子ジャパンなど	(株)齋武商店 石巻市三河町7-4 ☎93-5111
B	日立、三菱、三洋、シャープ、ソニー、アイワ、トヨミなど	日本通運(株)仙北支店 石巻市中島町17-5 ☎95-2111

<家庭用パソコンの処理方法>

家庭用パソコンの処理については、パソコンの製造元にお問い合わせください。

また、自作パソコンについては、パソコン3R推進センター(☎03-5282-7685 ホームページ<http://www.pc3r.jp/>)へお問い合わせください。

廃棄物処理課(内線402・403)